

# 法人県民税・事業税及び特別法人事業税 確定申告のご案内

## 大分県

県税の申告納付につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人の県民税、事業税及び特別法人事業税の申告・納付期限が近づいていますのでお知らせします。この期限までに申告・納付されませんと、不申告加算金や延滞金が課されることもありますので、必ず期限内に申告・納付されるようお願いいたします。

なお、税額がない場合でも、申告書を提出してください。

### ○修正申告について

- 確定申告書の提出後、法人税の更正等を受けた場合は、税務官署が更正等の通知をした日から1カ月以内に修正申告書を提出の上、当該申告によって納付すべき新たな税額を納付してください。この場合、過少申告加算金は課されません。
- 修正申告のための申告書様式等が必要な場合には大分県税事務所までご連絡ください。

### 令和5年度地方税制改正について

#### 1 加算金制度の改正

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり加算金制度が改正されました。

##### (1) 高額な不申告に対する不申告加算金割合の引上げ

不申告加算金の割合について、納付すべき税額のうち300万円を超える部分が30%に引き上げられました。

納付すべき税額の区分	【改正前】	【改正後】
	不申告加算金の割合	不申告加算金の割合
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

※上の表にかかわらず、更正又は決定があることについて予知されたものでない期限後申告及び修正申告又は法人税について更正若しくは決定を受けてから1月以内に修正申告を提出した場合は不申告加算金の割合は5%となります。

##### (2) 一定期間繰り返し行われる不申告行為に対する不申告加算金等の加重措置

過去に不申告加算金又は重加算金が課されたことがある場合に不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する措置の対象に、「期限後申告若しくは修正申告（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないもの等を除く）又は更正若しくは決定があった場合において、その期限後申告等に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、不申告加算金又は不申告加算金に代えて課される重加算金に係る決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金等」が加えられます。

※過少申告加算金及び重加算金（不申告加算金に代えて課されるものを除く）については対象外

#### 2 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限の見直し

通算子法人の残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了の日と一致する場合、その通算子法人の確定申告書の提出期限はその事業年度終了の日から2月以内（※）とされました。

また、その通算子法人の残余財産確定の日の事業年度にも法人事業税の確定申告書の提出期限の延長が適用されます。この改正は、令和5年4月1日以後に提出期限が到来する法人事業税の確定申告書について適用されます。

（※）改正前は、事業年度終了日から1月以内（1月内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときはその前日まで）

## 法人県民税の税率

法人県民税法人税割の税率が改正され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されますので留意してください。

なお、令和元年9月30日以前に開始する事業年度については（ ）内の税率が適用されます。

### ○法人税割の超過税率について

・産業の活性化、交通ネットワークの整備及び教育・人づくりの充実を図るため、令和8年3月31日までに終了する事業年度分の法人税割については、超過税率**1.8%**（4.0%）が適用されます。

・ただし、次の要件を全て満たす法人については、標準税率**1.0%**（3.2%）となります。

①資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に定める相互会社を除く）

②各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行っている法人にあっては、課税標準額の分割を行う前の金額）が、年1千万円以下※1の法人

※1 事業年度又は連結事業年度が1年未満の場合は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

### ○森林環境税(均等割の超過税率)について

森林環境を保全する施策などに充てるため、平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の均等割については、超過税率（標準税率に5%を乗じた額を加算した額(下表)）が適用されます。確定申告書等の記載にご留意ください。

### ○均等割の税率表について

	適用区分	超過税率
均等割	1 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人を除く。） ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000円
	2 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
	3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
	4 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
	5 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円

(注) 均等割額は、その算定期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

※平成27年度税制改正により「資本金等の額」及び均等割の税率区分の基準が以下のとおり変更されていますので留意してください。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

1 「資本金等の額」は次の額をいいます。

①保険業法に規定する相互会社・・・地方税法施行令により算定した純資産額

②上記①以外の法人・・・法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額（欠損填補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算した額

2 算定期間の末日において、「資本金等の額」が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」を下回る場合は、当該合計額が均等割の税率区分の基準となります。

# 法人事業税の税率

外形標準課税が適用されない法人 … 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分				税率			特別税の課税標準
				平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	所得割額*4
			普通法人等	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
			普通法人等	所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
		軽減税率不適用法人	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
			特別法人	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%	
			普通法人等	資本金の額又は出資金の額が1000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	6.7%	7.0%	
特別法人	資本金の額又は出資金の額が1000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	4.6%	4.9%				
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	送配電事業、ガス供給業、保険業	収入割	0.9%	1.0%	収入割額*5		
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	小売発電事業等、発電事業等、特定卸供給事業	所得割		1.85%	収入割額*6		
		収入割	0.9%	1.0%		0.75%	

※1…地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業):所得等課税事業

※2…地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業等):収入金額課税事業

※3…地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業):収入金額等課税事業

※4…地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(特定のガス供給業):特定ガス供給業

・軽減税率対象法人であるかの判定は事業年度終了の日の現況によります。

・「特別法人」とは、農業協同組合、信用金庫、漁業協同組合、医療法人などをいいます。

・事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

・「特定卸供給事業」については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用します。

・特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

## 外形標準課税が適用される法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人、特別法人等を除く)

区分				税率				特別税の課税標準
				平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%	所得割額*1	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	0.7%			
			所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%			
		軽減税率不適用法人の所得		0.7%	1.0%			
		付加価値割		1.2%	1.2%			
		資本割		0.5%	0.5%			
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	収入割		0.9%	1.0%	収入割額*2			
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	付加価値割			0.37%	収入割額*3			
	資本割			0.15%				
	収入割		0.9%	1.0%		0.75%		
第4号に掲げる事業※4 (特定ガス供給業)	付加価値割			0.77%	収入割額*4			
	資本割			0.32%				
	収入割		0.9%	1.0%		0.48%		

# 特別法人事業税・地方法人特別税の税率

## 外形標準課税が適用されない法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税	
		平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税	法人事業税所得割額（普通法人）*4	43.2%	37%	
	法人事業税所得割額（特別法人）*4		34.5%	
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額 *5		43.2%	30%	
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額 *6			30%	40%

## 外形標準課税が適用される法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人、特別法人等を除く）

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税		
		平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税：法人事業税所得割額 *1		414.2%	260%		
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額 *2		43.2%	30%		
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額 *3			30%	40%	
第4号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額 *4			30%		62.5%

### 電気供給業に係る法人事業税・特別法人事業税の課税方式等の見直し

令和2年度地方税制改正により、電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に対する課税方式等の見直しが行われました。

この改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

#### 課税方式・税率の見直し

地方税法第72条の2第1項各号において、事業ごとに下記のとおり区分され、このうち、同項第3号に掲げる事業について、課税方式等が改正されました。

事業の区分

- ①第1号に掲げる事業…第2号や第3号に含まれない事業（以下、「第1号事業」）
- ②第2号に掲げる事業…保険業、ガス供給業の一部、電気供給業のうち送配電事業等（以下、「第2号事業」）
- ③第3号に掲げる事業…電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等（以下、「第3号事業」）

#### 申告書様式の見直し

改正に伴い、確定申告書（第6号様式）に（その2）が追加されました。

- 「第3号事業」を行う法人は、**第6号様式（その2）**により申告してください。
- 「第1号事業」又は「第2号事業」を行う法人は、**第6号様式**により申告してください。

※大分県ホームページに詳細を載せています。

あん分計算のためのexcelファイル等も提供していますので、ご活用ください。

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」  
（<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>）でご覧いただけます。

